

「市民活動団体及び地域コミュニティ組織への普及について」



1・市民活動団体への普及についてですが市民参加の対象となる計画、方針、指針等の原案作成の一部を市民活動団体の方たちにも一緒に考えて頂くと云うのはいかがでしょうか。例えば「新越谷市障がい者計画」等の各計画の原案作成の際、庁舎内の策定委員会等で原案を作成した物を案としてパブリックコメント及び、審議会や協議会で意見を聴く事が多いと思います。しかし、その原案作成の段階で法律等の関わらない市独自で行える事業等の原案の一部や理念の作成を参画希望する市民活動団体を公募で募り、市民活動団体と市が共に作成する事によって自治基本条例を感じられないでしょうか。ただし、原案作成の際は市職員も市民活動団体の方たちの話を聴くだけではなく、事業等の現実化に向けて予算はどうか等の様々な情報を共有して事業及び、理念の妥当性を協議する事は大切だと思います。

2・地域コミュニティ組織及び市民活動団体への普及についてですが選挙に関する法律もあると思いますが市議員選挙の投票率を上げるアイデア等の募集や、現在も一部で行われていますが各地域での超党派による市議員市政報告会の開催協力と呼びかけてみてはいかがでしょうか。ただし、地域から選出された議員だけではなく全ての議員の方々が対象です。理由はまちづくりには議員の方や議会も必要だと思うからです。しかし、平成23年4月に行われた市議員選挙投票率は過去最低の39.76%で有権者15万人が棄権した事になると云う事を知りました。「越谷市自治基本条例」は議会の議決により条例になったものと思います。ですが今後、市長が自治基本条例の内容を検証、見直した時、もし、また「越谷市自治基本条例」が議会で審議され議決されても果たして多くの市民のものなのかどうかと云う疑問が残りました。市政への関心の低さ、すなわち選挙の投票率の低さは自治基本条例の普及率の指標にもなるのではとも感じました。議員の方は地域コミュニティ組織や市民活動団体の方とお知り合いが多いと思います。その事から地域コミュニティ組織及び市民活動団体へ協力を呼びかけると共に、超党派の議員の方と市議員市政報告会で意見交換等を通じて情報を共有し、地域コミュニティ組織、市民活動団体、議員の方の役割を再確認する事で、自治基本条例の普及に繋がらないかと思いました。